

北海道告示第 10754 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 30 年 8 月 20 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量  
平成 31 年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載 一枠
- (2) 契約の目的の仕様等  
平成 31 年度自動車税納税通知書用封筒広告仕様書による。
- (3) 契約期間  
契約締結の日から平成 31 年 5 月 31 日（金）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成 30 年北海道告示第 10753 号に規定する平成 31 年度自動車税納税通知書用封筒広告掲載契約に関する資格を有すること。

3 募集の制限

広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (10) 比較広告
- (11) 酒類に関連する広告
- (12) 道税を滞納している者の広告
- (13) その他自動車税納税通知書封筒に掲載することが適当でないと認められるもの

4 契約条項を示す場所

- (1) 住所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (2) 名称 北海道総務部財政局税務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 2 階税務課会議室  
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総務部財政局税務課)
- (2) 入札日時 平成 30 年 10 月 4 日（木）午後 1 時 30 分  
(送付による場合は、同月 3 日（水）必着)
- (3) 開札場所 (1) に同じ。
- (4) 開札日時 (2) に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

## 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部財政局税務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部財政局税務課ホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/topics/koukoku.htm>)においてダウンロードすることができる。

## 9 送付による入札の可否

認める。(配達証明郵便又は配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるものに限る。)

## 10 落札者の決定方法

財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格以上であって最高の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## 11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含めた額とする。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織
  - ア 名称 北海道総務部財政局税務課
  - イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
  - ウ 電話番号 011-204-5060(直通)
- (4) 契約金額の前金払、概算払及び部分払はしない。
- (5) 送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。  
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。